

小規模事業者経営改善資金融資制度の充実を求める意見書(案)

わが国経済は、やや持ち直してきてはいるものの、長引くデフレや円高、さらには東日本大震災の影響もあり、中小企業や地域経済は大きな打撃を受けている。

また、本県においても、個人消費こそ持ち直しつつあるものの、雇用情勢の悪化懸念は依然として残っており、小規模事業者の深刻な経営悪化や事業所数の著しい減少などを招いている。

こうした中、中小・小規模企業の資金繰りを支援するため、昭和48年に小規模事業者経営改善融資制度が創設され、平成21年4月には、貸付限度額の増額や貸付期間の延長等、制度の拡充が図られた。

この拡充措置は、平成23年度末で期限を迎えるが、日本経済が再び活力を取り戻し、持続的な発展を遂げるためには、中小・小規模企業の更なる活性化が不可欠であり、今後も資金繰りの安定に向けた対策を継続的に実施する必要がある。

よって、国におかれては、小規模事業者経営改善資金融資制度の拡充措置の延長等、更なる制度の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(提出者)

中村 裕一  
長坂 隆司  
雑賀 光夫  
角田 秀樹  
山下 大輔

(意見書提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官  
国家戦略担当大臣